



平成 18 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ー エ ー

代表者名 代表取締役執行役員会長 CEO 伊 従 勝

(コード番号 9654 東証第1部)

問合せ先 常務執行役員管理本部長 CFO 浅野 健二郎

(TEL 045-562-8111)

当社取締役に対してストックオプション(新株予約権)を発行する件

当社は、平成18年6月1日開催の取締役会において、当社取締役に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬の額及びその内容の決定の件の承認を求める議案を、平成18年6月22日開催予定の当社第29回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

会社法施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続においては特別決議によるご承認となっておりましたが、会社法施行後はストックオプションとして発行される新株予約権が、取締役の報酬等に該当すると位置づけられることとなりました。そこで、取締役の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを狙いとして、報酬としてストックオプションを発行するものであります。

2. 報酬等の額

現在の取締役の報酬額は、平成4年6月26日開催の第15回定時株主総会において、年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分を含まない)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、このご承認いただいた取締役の報酬枠とは別枠として、会社法第361条第1項第3号に規定される報酬等のうち金銭でないものである下記3に記載の新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間において年額4,000万円以内の報酬額の増額をお願いするものであります。

また、上記報酬額の変更と併せて、会社法第361条第1項第3号に規定する報酬等のうち金銭でないものとして、下記3に記載の内容のとおり、新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は5名ですが、本株主総会終結時においても変更の予定はありません。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものといたします。

3. 報酬等として割り当てる新株予約権の内容

ストックオプションとして取締役に対して各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間において発行する新株予約権の内容は次のものとします。

(1) 各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限

各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権は400個を上限とする。

なお、普通株式40,000株を各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権を行使することによる交付を受けることができる株式数の上限とし、下記(2)により以下に定義する対象株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の対象株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個につき目的である株式(以下「対象株式数」という)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日より平成23年6月30日までとする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

新株予約権の行使時に払込をすべき1株当たりの金額は、新株予約権割当日の前日から遡って20日間（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く）上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{調整前行使価額}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。

ただし、当社又は当社の関係会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、従業員の定年による退職、その他取締役会が特別に認める場合はこの限りではない。

新株予約権者がその在籍する当社又は当社の関係会社の就業規則に定める懲戒の事由に該当したときには、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。か

かる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) その他、本件新株予約権の内容、募集事項、及び細目については当社取締役会の決議によりこれを定める。

(注) 上記の内容については、平成18年6月22日開催予定の当社第29回定時株主総会において本件議案が承認可決されることを条件といたします。

以上